

令和 7 年木造建築士試験

問 題 集

学科Ⅰ（建築計画）

学科Ⅱ（建築法規）

次の注意事項及び答案用紙の注意事項をよく読んでから始めて下さい。

〔注意事項〕

1. この問題集は、学科Ⅰ（建築計画）及び学科Ⅱ（建築法規）で一冊になっています。
2. この問題集は、表紙を含めて12枚になっています。
3. この問題集は、計算等に使用しても差しつかえありません。
4. 問題は、全て五肢択一式です。
5. 解答は、各問題とも一つだけ答案用紙の解答欄に所定の要領ではっきりとマークして下さい。
6. 解答に当たっての留意事項は、下記の(1)～(4)のとおりです。
 - (1)適用すべき法令については、令和 7 年 1 月 1 日現在において施行されているものとします。ただし、「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 69 号）、同法の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和 6 年政令第 172 号）及び同法の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令（令和 6 年国土交通省令第 68 号）」に基づく法令の規定については、令和 7 年 4 月 1 日現在において施行されているものを適用すべき法令とします。
 - (2)建築基準法令に定める「構造方法等の認定」、「耐火性能検証法」、「防火区画検証法」、「区画避難安全検証法」、「階避難安全検証法」及び「全館避難安全検証法」の適用については、問題の文章中に特に記述がない場合にあっては考慮しないものとします。
 - (3)各種法令に定める手続等に係る「情報通信の技術を利用する方法」等については、問題の文章中に特に記述がない場合にあっては考慮しないものとします。
 - (4)地方公共団体の条例については、考慮しないものとします。
7. この問題集については、試験終了まで試験室に在室した者に限り、持ち帰りを認めます。（中途退出者については、持ち帰りを禁止します。）

学科 I (建築計画)

〔No. 1〕 日本の住宅史に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

1. 奈良時代の貴族の住宅では、柱には掘立柱が用いられ、屋根には主に瓦葺が用いられた。
2. 平安時代の寝殿造りでは、格子に板を張った吊戸である 蔀^{しよみ}が用いられた。
3. 書院造りの接客用の部屋等では、床の間、違い棚、付け書院等が設けられた。
4. 江戸時代の江戸における町家住宅では、防火対策として、外壁にはしっくい塗りが用いられた。
5. 大正時代の和洋折衷住宅では、和風住宅の玄関脇に洋風の応接間を設ける形式がみられた。

〔No. 2〕 建築環境工学に関する次の用語の組合せのうち、最も関係の少ないものはどれか。

1. 昼光率 ————— 窓の形状
2. 透湿 ————— 透過損失
3. 立体角投射率 ————— 照度
4. 作用温度 ————— 放射伝熱
5. VOC ————— シックハウス症候群

〔No. 3〕 空気環境に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

1. 絶対湿度を変えずに空気を加熱・冷却しても、その空気の水蒸気圧は変化しない。
2. 必要換気回数が同じ場合、室の容積が2倍になると必要換気量も2倍になる。
3. 空気齢は、その値が小さいほど、その地点の空気の新鮮度が高い。
4. 建築物の内外に温度差がある場合、空気の密度の違いに伴う浮力による圧力差が生じて換気が行われる。
5. 2室の露点温度が同じ場合、室温が高い室のほうが相対湿度は高くなる。

〔N o. 4〕 伝熱・結露に関する次の記述のうち、**最も不適当なものはどれか。**

1. 建築材料の熱伝導率は、一般に、その密度が大きいほど大きい傾向にある。
2. 外壁の外気側の熱伝達率は、その外気側の表面近くの風速が大きいほど大きい。
3. 壁の熱貫流率は、壁の表面積に影響されない。
4. 外壁の室内側の表面温度を室内空気の露点温度以下に維持することは、その壁の室内側における表面結露の防止に有効である。
5. 窓の日射遮蔽係数の値が小さいほど、日射熱の遮蔽効果は大きい。

〔N o. 5〕 日射・光・色彩に関する次の記述のうち、**最も不適当なものはどれか。**

1. ライトシェルフは、窓中段部に設置した^{ひさし}庇により、^{ひさし}庇下部の窓面からの日射を遮蔽しつつ、^{ひさし}庇上部の窓面から室奥に自然光を導く手法である。
2. 可視光線は、380～780 nmの電磁波のことである。
3. LEDは、蛍光灯に比べて、長寿命、省エネルギーであり、紫外線をほとんど出さない特徴がある。
4. マンセル色相環の対角線上の両端に位置する二つの色は、混ぜると無彩色になる。
5. 明度は、色の反射の度合いを0～10の値で表し、0を完全な白、10は完全な黒である。

〔N o. 6〕 音に関する次の記述のうち、**最も不適当なものはどれか。**

1. 空気音遮断性能に関する等級において、 D_r-40 より D_r-55 のほうが、その遮断性能は優れている。
2. 住宅の寝室における騒音レベルの許容値は、一般に、40 dBである。
3. 残響時間は、室容積に比例し、室の吸音力に反比例する。
4. 床衝撃音遮断性能に関する等級において、 L_r-60 より L_r-45 のほうが、その遮断性能は優れている。
5. 点音源から放射される音の強さは、音源からの距離が2倍になると、 $\frac{1}{2}$ になる。

〔N o. 7〕 気候・気象・地球環境に関する次の記述のうち、**最も不適当なものはどれか。**

1. 太陽放射には、赤外線、可視光線、紫外線などがある。
2. カーボンニュートラルは、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林・森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることである。
3. CASBEEでは、建築物の環境品質として室内環境、サービス性能、敷地内の室外環境を評価し、建築物の環境負荷低減性としてエネルギー、資源・マテリアル、敷地外環境を評価する。
4. 沿岸部の地域では、一般に、昼間は陸地が熱せられて上昇気流が発生し、海から陸地への海風が吹く。
5. 暖房デGREEーは、その地域の暖かさの指標であり、その数値が大きいほど、暖かい地域であることを表している。

〔No. 8〕 一戸建て住宅の計画に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

1. 庭から屋内に上がる部分に、沓脱ぎ石を設けた。
2. 建築物が地表と接する部分を保護するために、建築物の外周部に沿った地盤上に砂利で敷き固めた犬矢来を設けた。
3. 日照を確保するために、建築物を敷地の北寄りに配置し、東西に長い平面形状とした。
4. サニタリールームを、高齢者の寝室に隣接して設けた。
5. 台所での作業効率を高めるために、パントリーを隣接させた。

〔No. 9〕 集合住宅の計画に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

1. グループホームは、住宅入居希望者が組合をつくり、協力して企画・設計から入居・管理まで運営していく方式の住宅である。
2. コレクティブハウスは、居住者がプライバシーのある暮らしを保ちつつ、家事労働や子育てなどを協働する共用室をもつ住宅である。
3. シェアハウスは、複数の入居者がキッチンなどの水まわりを共有しながら生活を行う居住形式の住宅である。
4. 共同住宅は、1棟に複数の住戸がある集合住宅であり、階段・廊下などの共用部分を共有する住宅である。
5. SI(スケルトン・インフィル)住宅は、構造的骨組の部分と内装や設備を区別することにより、住戸の更新性や可変性を配慮した住宅である。

〔No. 10〕 併用住宅の計画に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

1. 診療所併用住宅の診察室を、処置室と隣接させて配置した。
2. 事務所併用住宅の事務室の床面積を、 $10\text{ m}^2/\text{人}$ とした。
3. 衣料品店併用住宅のフィッティングルームの内法寸法を、 $60\text{ cm}\times 60\text{ cm}$ とした。
4. 美容院併用住宅の髪のセット作業スペースの照度を、 $1,000\text{ lx}$ とした。
5. 物販店併用住宅の店舗における商品の陳列棚の棚板の高さを、商品の取りやすさを考慮して、床面から $70\sim 140\text{ cm}$ とした。

〔No. 11〕 木造建築物に関する次の記述のうち、**最も不適当なものはどれか。**

1. 木割りは、我が国の伝統的な建築において、各部材の比例関係や大きさを決定する体系である。
2. 半柱は、一般に、本柱の二つ割り材又は三つ割り材を用いる。
3. 敷居上端から鴨居上端までの寸法を、「内法高」という。
4. 散りじゃくりは、塗壁と柱や額縁との接触部分において、乾燥や収縮により隙間ができるのを防ぐために、木部に設ける溝である。
5. 畳の寸法は、中京間よりも京間のほうが大きい。

〔No. 12〕 事務所ビル・商業建築等の計画に関する次の記述のうち、**最も不適当なものはどれか。**

1. 診療所において、各部屋の室名表示板の中心の高さを、床面から 140 cmとした。
2. 事務所ビルにおいて、駐車台数は、床面積 300 m²につき 1 台の割合で算定した。
3. スーパーマーケットにおいて、購入品を置くレジカウンターの高さを、床面から 70 cmとした。
4. 貸事務所ビルにおいて、レントブル比は、収益部分の床面積に対する非収益部分の床面積の割合で算定した。
5. 喫茶店において、厨房の床面積を延べ面積の 15 %で計画した。

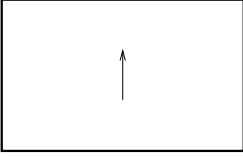
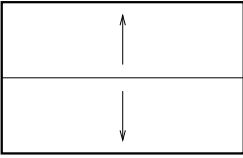
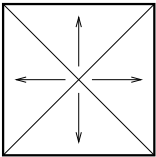
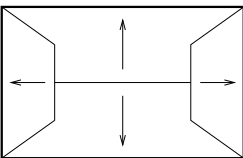
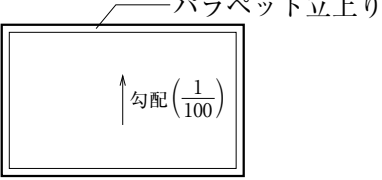
〔No. 13〕 一戸建て住宅の諸室等の一般的な平面寸法として、**最も不適当なものは、次のうちどれか。**

1. 洋風の浴槽を設ける浴室を、105 cm×120 cmとした。
2. 4 人家族の食事スペースを、270 cm×360 cmとした。
3. 1 人用の子ども室を、270 cm×270 cmとした。
4. 玄関扉を外開きにした玄関の土間を、125 cm(幅)×90 cm(奥行)とした。
5. ベッドを設置する夫婦寝室を、450 cm×270 cmとした。

〔No. 14〕 住宅の一般的な各部寸法として、**最も不適当なものは、次のうちどれか。**

1. 調理台正面の壁に取り付ける奥行 40 cmの吊戸棚^{つり}の下端の高さを、床面から 190 cmとした。
2. 浴室内のハンドシャワーの上部フックの高さを、床面から 165 cmとした。
3. 玄関扉のレバーハンドルの高さを、床面から 90 cmとした。
4. 引戸(フラッシュ戸)の引手の引き残しを、10 cmとした。
5. パソコンデスクの作業面の高さを、床面から 70 cmとした。

〔No. 15〕 住宅に用いられる屋根の名称とその屋根伏図(模式図)との組合せとして、最も不適当なものは、次のうちどれか。ただし、図中の矢印は、屋根の流れ方向を示す。

	屋根の名称	屋根伏図(模式図)
1.	片流れ屋根	
2.	切妻屋根	
3.	方形屋根	
4.	寄棟屋根	
5.	ろく陸屋根	

〔No. 16〕 一戸建て住宅の階段に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

1. 階段の手摺^{すり}の直径を 35 mm とし、手摺^{すり}と壁面とのあき^{あき}を 40 mm とした。
2. 階段の手摺^{すり}の取付け高さを、踏面の先端から 800 mm とした。
3. 階段の手摺子^{すり}の内法間隔を、安全性に配慮して、140 mm とした。
4. 階段の蹴込み寸法を、20 mm とした。
5. 階段上部の天井高さを、踏面の先端から 2,100 mm とした。

〔N o. 17〕 高齢者、車椅子使用者等に配慮した建築物の計画に関する次の記述のうち、**最も不適当なもの**はどれか。

1. 居室において、日常頻繁に抜き差しする壁付きコンセントの中心高さを、床面から 400 mm とした。
2. 階段の側面を手摺^{すり}子形式にするに当たり、杖が落下しないように、階段の側桁を 50 mm 立ち上げた。
3. 廊下の水平手摺^{すり}の端部を、壁側に曲げた。
4. 脱衣室に設置したベンチの座面の奥行きを、450 mm とした。
5. 車椅子使用者が利用するキッチンカウンター下部のクリアランスの高さを 650 mm、奥行きを 450 mm とした。

〔N o. 18〕 木造住宅のリフォームに関する次の記述のうち、**最も不適当なもの**はどれか。

1. 水害で浸水した床のリフォームにおいて、将来のリスクに備え、床板の納まりは間仕切壁に対して「壁勝ち」から「床勝ち」とした。
2. 浴室は、防水性を考慮し、かつ、浴槽より上の壁及び天井の仕上げ材を自由に選択するためにハーフユニットバスとした。
3. 壁体の内部結露が原因で既存の断熱材が垂れ下がっていたので、防湿フィルム付き断熱材に交換し、断熱材の室内側が防湿層となるように設けた。
4. 開口部のリフォームにおいて、耐久性と室内側の表面結露を考慮して、室外側がアルミ、室内側が樹脂でできたアルミ樹脂複合サッシを選定した。
5. 外壁の目地において、シーリング材に破断があったので、雨水が浸入する危険性が高い劣化事象と判断した。

〔N o. 19〕 建築設備に関する次の用語の組合せのうち、**最も関係の少ないもの**はどれか。

1. 排水通気設備 ————— 封水
2. 換気設備 ————— ショートサーキット
3. ガス設備 ————— ダンパー
4. 冷暖房設備 ————— APF
5. 電気設備 ————— バスダクト

〔No. 20〕 冷暖房・換気設備に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

1. 気化式加湿器は、一般に、空気のもつ顕熱により水を蒸発させて加湿を行うものである。
2. 空気熱源ヒートポンプ式のエアコンは、冷媒配管長さや室内機と室外機の設置位置の高低差によって、その能力は変化しない。
3. 局所式暖房設備は、広い室内空間を適当な温度・湿度に維持することが困難であるので、比較的小規模な建築物や室で用いられる。
4. 温水暖房に用いる膨張タンクは、温度上昇に伴う膨張水を逃がすとともに、水の補給・空気抜きなどの目的にも用いられる。
5. サーキュレータは、一般に、天井近くの暖気を床面に吹きおろし、室内の上下温度分布を改善するものである。

〔No. 21〕 給排水衛生設備に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

1. 浴室のシャワーの給水圧力は、形式に応じ 40～160 kPa に設定する。
2. FF式給湯機を用いる場合は、燃焼のための換気設備を別に設ける必要がある。
3. シングルレバー式混合水栓における水優先吐水機構は、湯の使用量を削減するために、レバーハンドルが中央位置でも湯を吐出しないものなどをいう。
4. ガスメーター(マイコンメーター)は、ガス使用量の計測を行うほか、震度 5 程度を超える地震時及び多量のガス漏れ等が発生した場合にガス供給を遮断する機能を有する。
5. ガス瞬間式給湯機の給湯能力は、1 L の水の温度を 1 分間に 25℃ 上昇させる能力を 1 号として表示される。

〔No. 22〕 排水設備に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

1. 雨水排水管径の算定に用いる最大降雨量は、一般に、1 時間降雨量が用いられるが、局地的な集中豪雨への対策として、10 分間降雨量を用いた。
2. 排水ますは、排水の合流箇所及び敷地排水管の方向変換箇所に設けた。
3. 排水管の管径は、器具排水負荷単位法による結果と、トラップの口径、排水管の最小管径等を定めた基本則による結果の両方を満たすように決定した。
4. 管径 65 mm の屋内の排水横管の勾配を、 $\frac{1}{50}$ とした。
5. 排水ますは、敷地排水管の延長が、排水管の内径の 150 倍を超えない範囲に設けた。

〔N o. 23〕 電気・照明設備に関する次の記述のうち、**最も不適当な**ものはどれか。

1. 住宅における電灯・コンセント用の分岐回路には、一般に、50 A回路が用いられる。
2. 電線やケーブルの接続は、アウトレットボックス内、ジョイントボックス内で行うことができるが、金属管内では接続点を設けてはならない。
3. 電線やケーブルは、その断面積が大きくなると許容電流も大きくなる。
4. 住宅の屋内電路の対地電圧は、原則として、150 V以下でなければならない。
5. 分電盤は、一般に、保守・点検が容易で、かつ、負荷の中心に近い位置に設ける。

〔N o. 24〕 建築設備の配管に関する次の記述のうち、**最も不適当な**ものはどれか。

1. 給水配管は、空気だまりとなる鳥居配管(凸状配管)をつくらないようにする。
2. 通気弁は、通気管内が正圧のときは空気を吸引し、排水負荷のないときや通気管内が負圧のときは臭気などの室内への侵入を防止する器具である。
3. 給水設備における水道直結直圧方式の採用については、夏期など水圧が低くなる時期の水道本管の水圧で決定する必要がある。
4. 給水・給湯管に使用される合成樹脂管は、一般に、耐食性があり、軽量で施工性もよいが、衝撃に弱く、温度変化に対する伸縮が大きい。
5. 地中埋設及び地下の床下に設けられる排水管の管径は、一般に、50 mm以上とする。

〔N o. 25〕 建築設備の省エネルギーに関する次の記述のうち、**最も不適当な**ものはどれか。

1. DCモーター(直流モーター)を搭載した換気機器は、一般に、ACモーター(交流モーター)に比べて、消費電力が少なく、省エネルギーに有効である。
2. 昼間沸上げ形のヒートポンプ給湯機は、太陽光発電の余剰電力を利用して昼間に沸上げを行うことで、太陽光発電の自家消費率が上がり、省エネルギーにも効果がある。
3. ナイトパージは、地中温度と外気温度の温度差を利用し、夏期に熱い外気を冷却し、冬期に冷たい外気を加熱することで空調負荷を低減し、省エネルギーにも効果がある。
4. 空気熱源ヒートポンプ式のエアコンは、成績係数(COP)の小さなものよりも大きなものを採用するほうが、省エネルギーに有効である。
5. 節水は省資源のみならず、温室効果ガスの低減や省エネルギーにも寄与する。

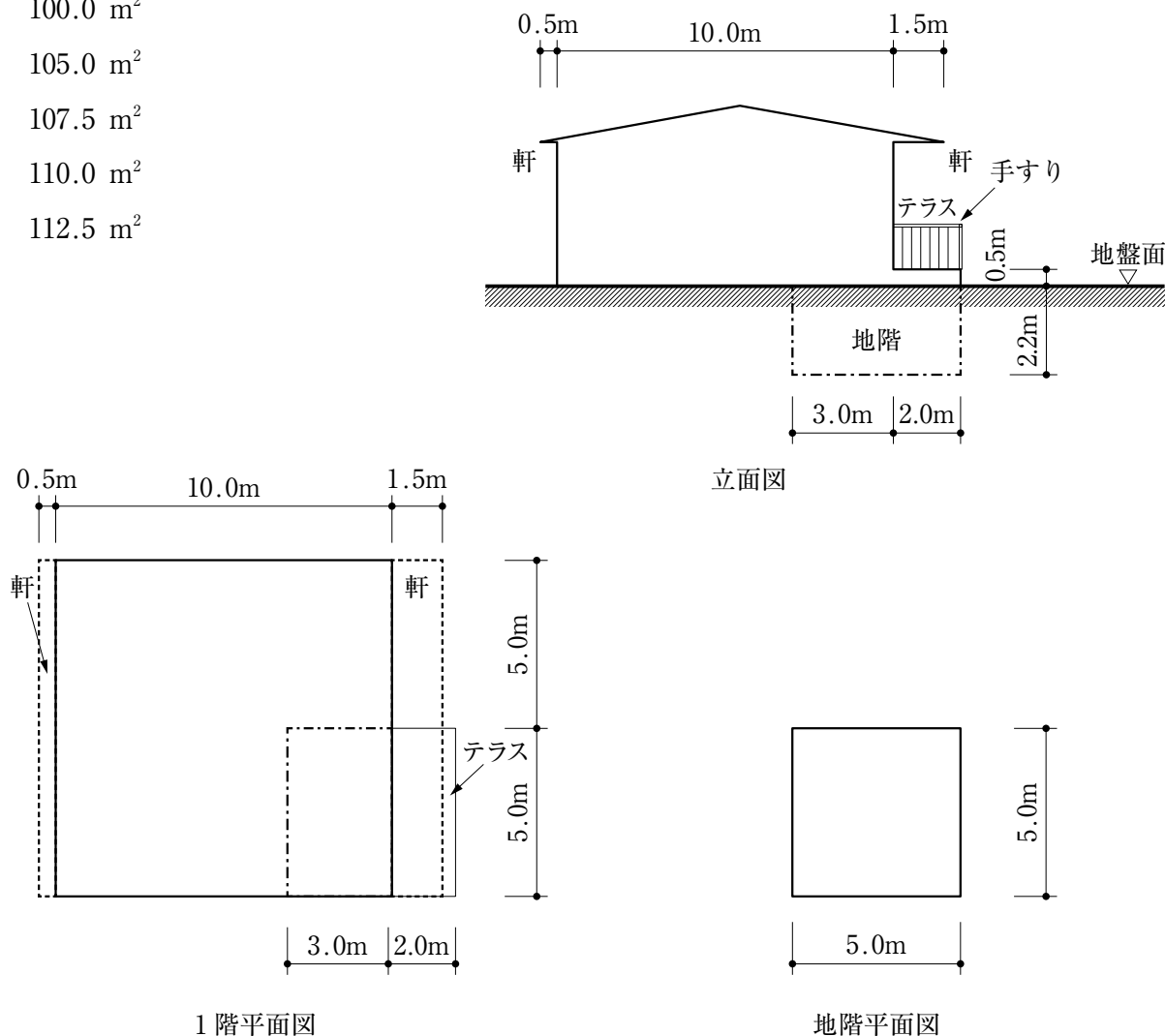
学科Ⅱ（建築法規）

〔No. 1〕 用語に関する次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。

1. 木造平家建て、延べ面積 50 m^2 の自動車車庫は、「特殊建築物」である。
2. アスファルトは、「耐水材料」である。
3. 建築物に設ける合併処理浄化槽は、「建築設備」である。
4. 建築主事又は建築副主事を置く市町村の区域については、原則として、当該市町村の長が、「特定行政庁」である。
5. 建築物に関する工事用の現寸図は、「設計図書」である。

〔No. 2〕 図のような地下1階、地上1階建ての建築物の建築面積として、建築基準法上、正しいものは、次のうちどれか。ただし、国土交通大臣が高い開放性を有すると認めて指定する構造の部分及び「特例軒等」に該当する部分はないものとする。

1. 100.0 m^2
2. 105.0 m^2
3. 107.5 m^2
4. 110.0 m^2
5. 112.5 m^2



〔No. 3〕 都市計画区域内(都道府県知事が指定する確認が不要な地域ではないものとする。)における次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。

1. 建築主は、木造2階建て、延べ面積150㎡の一戸建て住宅を新築するために確認済証の交付を受けた後に、建築物の高さが減少する場合の建築物の高さの変更(建築物の高さの最低限度が定められている区域内の建築物に係るものを除く。)をしようとする場合、変更後も建築物の計画が建築基準関係規定に適合することが明らかであっても、改めて、確認済証の交付を受けなければならない。
2. 建築主は、大規模の模様替をするために確認済証の交付を受けた木造2階建て、延べ面積250㎡の寄宿舍について、計画の変更(国土交通省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとする場合、改めて、確認済証の交付を受けなければならない。
3. 工事を施工するために現場に設ける事務所及び材料置場については、確認済証の交付を受ける必要はない。
4. 建築物を新築する場合、下水道法に基づくその土地の下水を公共下水道に流入させるための排水設備の規定については、建築基準関係規定に該当し、建築主事等又は指定確認検査機関による確認審査等の対象となる。
5. 建築主は、木造2階建て、延べ面積150㎡の一戸建て住宅を新築するために確認済証の交付を受けた後に、敷地面積が減少する場合の敷地面積及び敷地境界線の変更(当該敷地境界線の変更により変更前の敷地の一部が除かれる場合を除く。)をしようとする場合、改めて、確認済証の交付を受けなければならない。

〔No. 4〕 木造建築物に関する次の行為のうち、建築基準法上、全国どの場所においても、確認済証の交付を受ける必要があるものはどれか。

1. 平家建て、延べ面積180㎡の飲食店の新築
2. 平家建て、延べ面積200㎡の診療所(患者の収容施設があるもの)の新築
3. 平家建て、延べ面積250㎡の物品販売業を営む店舗からマーケットへの用途の変更
4. 2階建て、延べ面積250㎡の共同住宅の大規模の修繕
5. 2階建て、延べ面積300㎡の公会堂から集会場への用途の変更

〔No. 5〕 木造2階建て、各階の居室の床面積の合計がそれぞれ120 m²の共同住宅(主要構造部が準耐火構造でなく、かつ、不燃材料で造られていないものとする。)に関する次の記述のうち、建築基準法に適合しないものはどれか。ただし、各階を当該用途に供するものとし、避難階は1階とする。

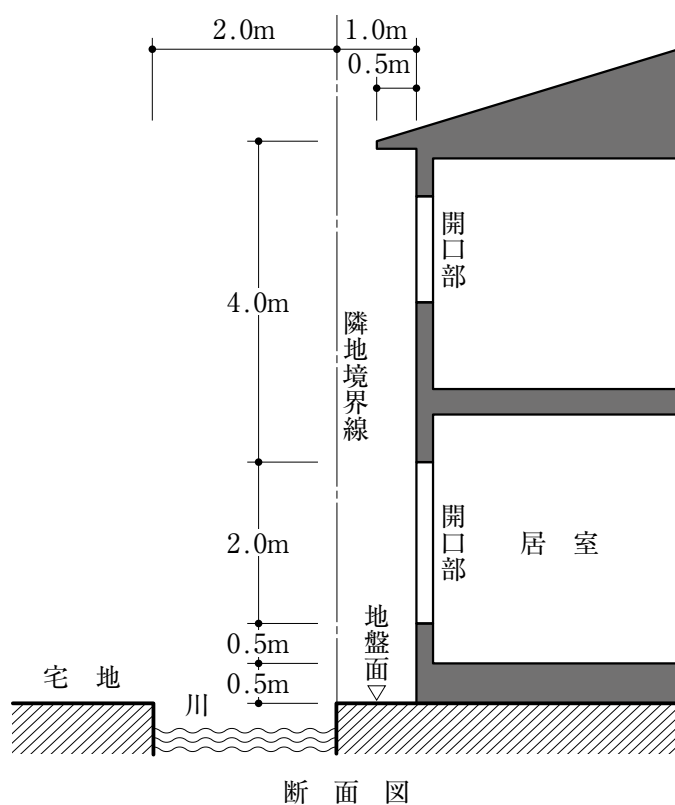
1. 基礎を鉄筋コンクリート造のべた基礎としたので、1階の居室における外壁の床下部分には、壁の長さ5 mごとに、面積200 cm²の換気孔を設けた。
2. 便所の天井の高さを、2.0 mとした。
3. 2階のバルコニーの手すりの高さを、バルコニーの床仕上り面から1.1 mとした。
4. 直通階段は、2階から1階に通ずるものを1か所設けた。
5. 高さ1 m以下の階段の部分には、手すりを設けなかった。

〔No. 6〕 木造2階建て、延べ面積150 m²の一戸建て住宅(同一敷地内にある用途上不可分な関係にある建築物を含む。)に関する次の記述のうち、建築基準法に適合しないものはどれか。ただし、国土交通大臣の認定は考慮しないものとする。

1. 寝室には換気上有効な窓を設け、その換気に有効な部分の面積を、その寝室の床面積の $\frac{1}{20}$ とした。
2. 居室の換気のための窓の換気に有効な部分の面積の算定に当たっては、ふすまで仕切られた2室の居室を1室とみなした。
3. 別棟の物置(延べ面積10 m²)の内装の仕上りに、「第三種ホルムアルデヒド発散建築材料」を使用した。
4. 調理室において、発熱量の合計が5 kWの密閉式燃焼器具等に該当しない火を使用する器具のみを設けたので、換気設備を設けなかった。
5. 浴室(常時開放された開口部はないものとする。)には、密閉式燃焼器具のみを設けたので、換気設備を設けなかった。

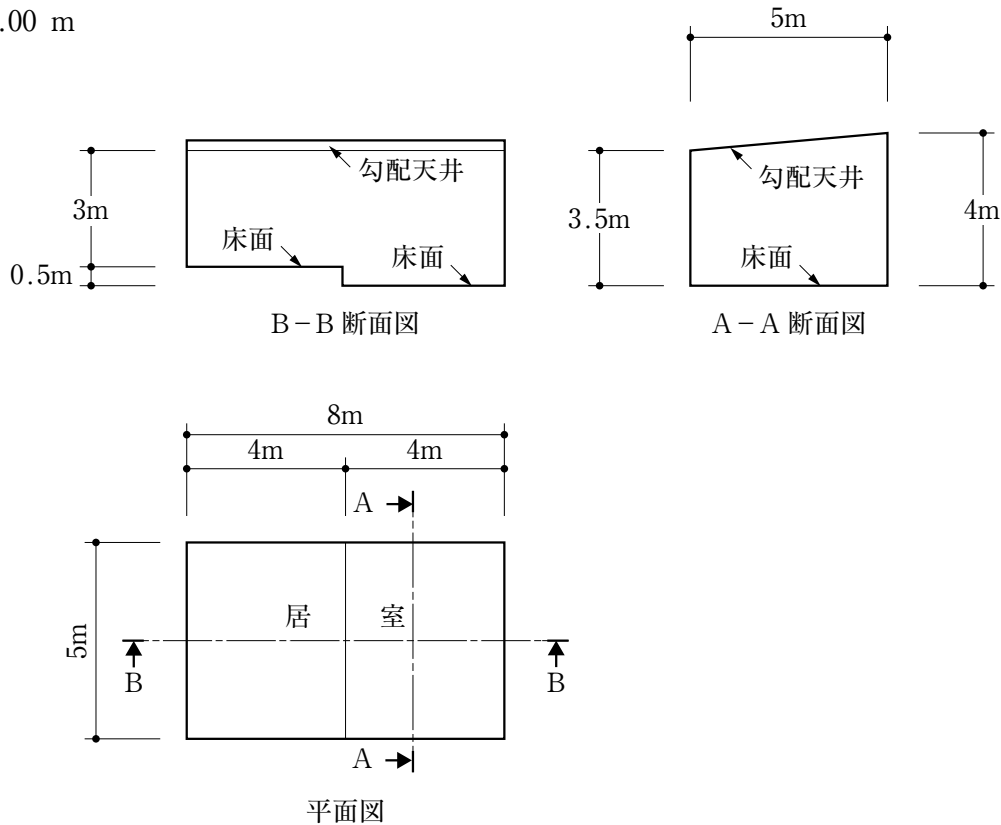
〔No. 7〕 第一種住居地域内において、川に面して図のような断面を有する住宅の1階の居室の開口部(幅3.0m、面積6.0m²)の「採光に有効な部分の面積」として、建築基準法上、正しいものは、次のうちどれか。ただし、図に記載されていないことについては、考慮しないものとする。

1. 0.6 m²
2. 2.4 m²
3. 3.6 m²
4. 6.6 m²
5. 9.6 m²



〔No. 8〕 図のような一様に傾斜した勾配天井をもつ居室の天井の高さとして、建築基準法上、正しいものは、次のうちどれか。

1. 3.00 m
2. 3.25 m
3. 3.50 m
4. 3.75 m
5. 4.00 m



〔No. 9〕 木造平家建て、延べ面積 120 m²の一戸建て住宅の構造耐力上主要な部分に関する次の記述のうち、建築基準法に適合しないものはどれか。ただし、構造計算等による安全性の確認は行わないものとする。また、地盤が軟弱な区域として特定行政庁が国土交通大臣の定める基準に基づいて規則で指定する区域ではないものとする。

1. 基礎に使用した木ぐいを、必ずしも常水面下にあるようにしなかった。
2. 筋かいの両端の端部を柱又ははりその他の横架材と金物で緊結したので、そのいずれか一方の端部を緊結する位置は、当該柱と当該横架材との仕口の部分とした。
3. 政令の規定による柱の小径に基づいて算定した柱の所要断面積の $\frac{1}{3}$ を欠き取ったので、その部分を補強した。
4. 足固めを使用したので、柱の下部に土台を設けなかった。
5. 圧縮力を負担する筋かいに、厚さ 1.5 cm で幅 9 cm の木材を使用した。

〔No. 10〕 木造建築物の構造耐力上主要な部分に関するイ～ニの記述について、建築基準法上、誤っているもののみの組合せは、次のうちどれか。ただし、構造計算等による安全性の確認は行わないものとする。

- イ. 木造2階建て、延べ面積 150 m^2 の一戸建て住宅の構造耐力上主要な部分であるはりの中央部附近の下側に、やむを得ず耐力上支障のある欠込みをした場合は、必要な補強をしなければならない。
- ロ. 木造平家建て、延べ面積 50 m^2 の倉庫の構造耐力上主要な部分で特に腐食、腐朽又は摩損のおそれのあるものには、腐食、腐朽若しくは摩損しにくい材料又は有効なさび止め、防腐若しくは摩損防止のための措置をした材料を使用しなければならない。
- ハ. 木造平家建て、延べ面積 18 m^2 のあずまやの構造耐力上主要な部分である柱のうち、地面から 1 m 以内の部分には有効な防腐措置を講じなければならない。
- ニ. 木造2階建て、延べ面積 120 m^2 の一戸建て住宅の屋根ふき材、内装材、外装材、帳壁その他これらに類する建築物の部分は、風圧並びに地震その他の震動及び衝撃によって脱落しないようにしなければならない。

- 1. イとロ
- 2. イとハ
- 3. イとニ
- 4. ロとハ
- 5. ハとニ

〔No. 11〕 建築物の防火性能等に関する次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。ただし、防火地域及び準防火地域の指定はないものとする。また、天井は強化天井ではなく、界壁及び間仕切壁は自動スプリンクラー設備等設置部分その他防火上支障がないものとして国土交通大臣が定める部分には該当しないものとする。

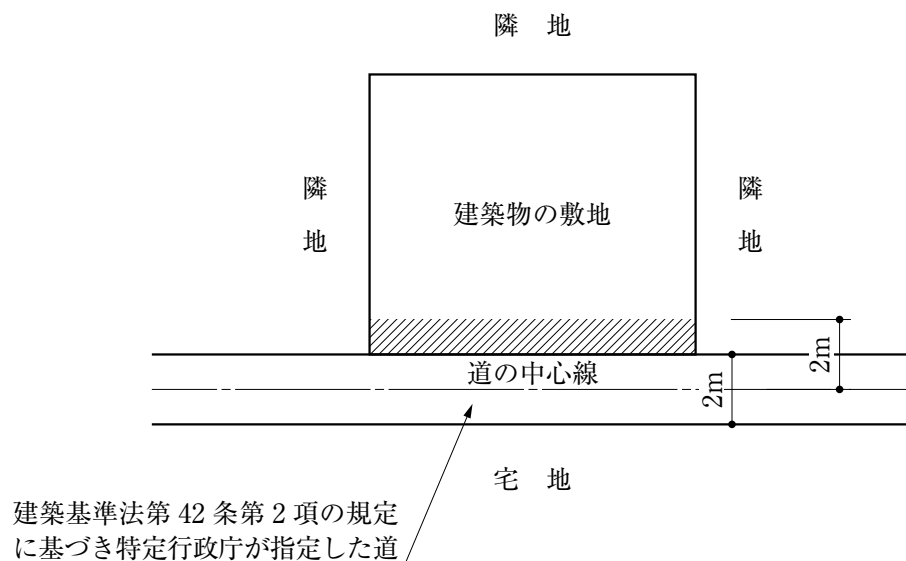
1. 木造2階建て、延べ面積180 m²の診療所(患者の収容施設を有しないものを除く。)を新築する場合、当該用途に供する部分については、その防火上主要な間仕切壁を防火構造とし、小屋裏又は天井裏に達せしめなければならない。
2. 平家建て、延べ面積140 m²の自動車車庫を新築する場合、耐火建築物又は準耐火建築物としなくてもよい。
3. 建築物が建築基準法第22条第1項の市街地の区域の内外にわたる場合においては、その全部について同項の市街地の区域内の建築物に関する規定が適用される。
4. 建築基準法第22条第1項の市街地の区域内に延べ面積8 m²の木造の物置を新築する場合、延焼のおそれのある部分の外壁は、準防火性能に関して政令で定める技術的基準に適合する所定の構造としなければならない。
5. 木造平家建て、延べ面積140 m²の長屋を新築する場合、各戸の界壁は、準耐火構造とし、小屋裏又は天井裏に達せしめなければならない。

〔No. 12〕 建築基準法第35条の2の規定による内装の制限に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。ただし、建築物は、建築基準法第2条第九号の三イ又はロのいずれにも該当しないものとし、主要構造部は、耐火構造でなく、居室は、内装の制限を受ける「窓その他の開口部を有しない居室」及び「内装の制限を受ける調理室等」はないものとする。また、火災が発生した場合に避難上支障のある高さまで煙又はガスの降下が生じない建築物の部分として、国土交通大臣が定めるものはないものとする。

1. 客席の床面積の合計が120 m²の集会場の当該用途に供する居室から地上に通ずる廊下は、その壁の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料とすることができる。
2. 木造2階建て、延べ面積230 m²の患者の収容施設を有しない診療所は、内装の制限を受けない。
3. 内装の制限を受ける居室の天井の回り縁^{ぶち}は、内装の制限の対象とはならない。
4. 木造平家建て、延べ面積180 m²の物品販売業を営む店舗は、内装の制限を受ける。
5. 自動車車庫は、その構造及び規模にかかわらず、内装の制限を受ける。

〔No. 13〕 都市計画区域内にある、図のような斜線部分の土地に関する次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。ただし、特定行政庁による道路幅員に関する区域の指定はないものとし、図に示す範囲に高低差はないものとする。

1. 敷地面積に算入することができない。
2. 建築物に附属する門や塀を設けることができない。
3. 軒やひさし部分の一部であっても突き出すことはできない。
4. 敷地を造成するための擁壁を築造することができる。
5. 砂利敷にすることができる。



〔No. 14〕 次の建築物のうち、第二種低層住居専用地域内において、建築基準法上、**新築してはならない**ものはどれか。ただし、特定行政庁の許可は受けないものとし、用途地域以外の地域、地区等は考慮しないものとする。

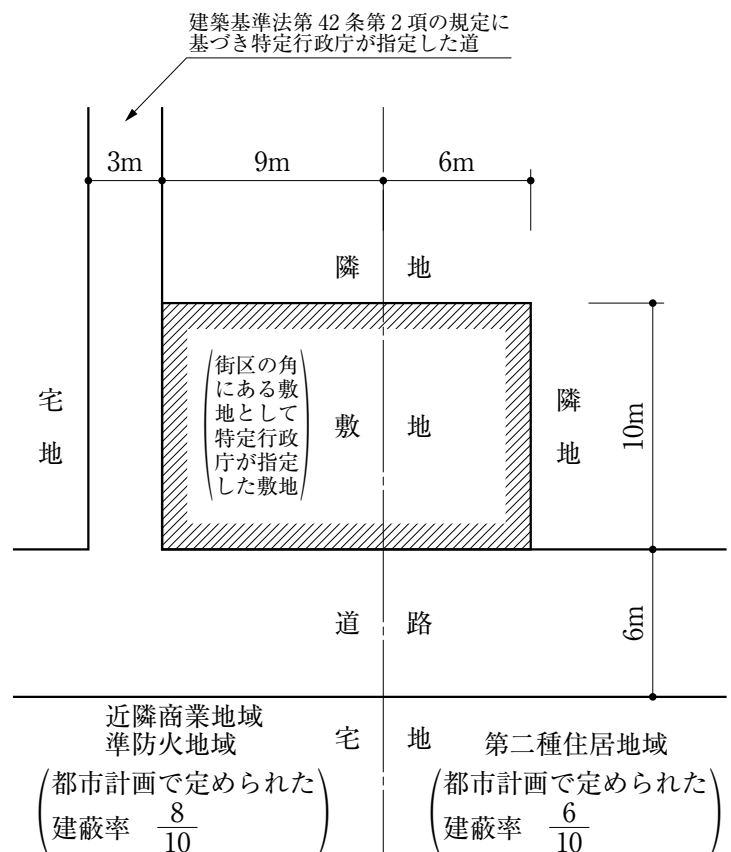
1. 平家建て、延べ面積 50 m^2 の近隣に居住する者の利用に供する公園に設けられる休憩所
2. 平家建て、延べ面積 120 m^2 の工芸品を製作するための工房で、原動機の出力の合計が 0.75 kW のもの
3. 2階建て、延べ面積 180 m^2 のクリーニング取次店兼用住宅で、クリーニング取次店の部分の床面積が 50 m^2 のもの
4. 2階建て、延べ面積 270 m^2 の共同住宅に附属する平家建ての自動車車庫で、床面積が 80 m^2 のもの
5. 2階建て、延べ面積 550 m^2 の地方公共団体の支所

〔No. 15〕 用途地域内の建築物の制限に関する次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。ただし、特定行政庁の許可は受けないものとし、用途地域以外の地域、地区等は考慮しないものとする。

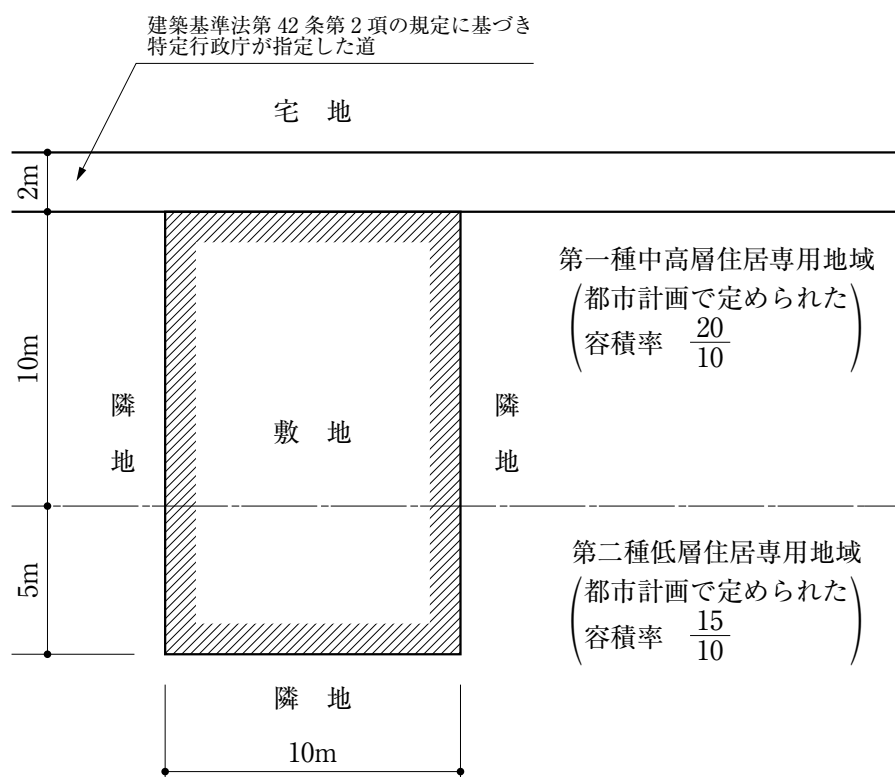
1. 第一種中高層住居専用地域内においては、2階建て、延べ面積 210 m^2 の宅地建物取引業を営む店舗を新築することができる。
2. 第一種住居地域内においては、2階建て、延べ面積 300 m^2 の旅館を新築することができる。
3. 準住居地域内においては、2階建て、延べ面積 300 m^2 の劇場(客席の部分の床面積の合計が 200 m^2)を新築することができる。
4. 商業地域内においては、平家建て、延べ面積 130 m^2 の料理店を新築することができる。
5. 工業地域内においては、2階建て、延べ面積 270 m^2 の共同住宅を新築することができる。

〔No. 16〕 図のような敷地において、建築基準法上、新築することができる木造住宅(「耐火建築物等」又は「準耐火建築物等」ではない)の建築面積の最高限度は、次のうちどれか。ただし、図に記載されているものを除き、地域、地区等及び特定行政庁の指定・許可等はないものとし、図に示す範囲に高低差はないものとする。

1. 104.0 m^2
2. 118.5 m^2
3. 123.0 m^2
4. 127.0 m^2
5. 133.0 m^2

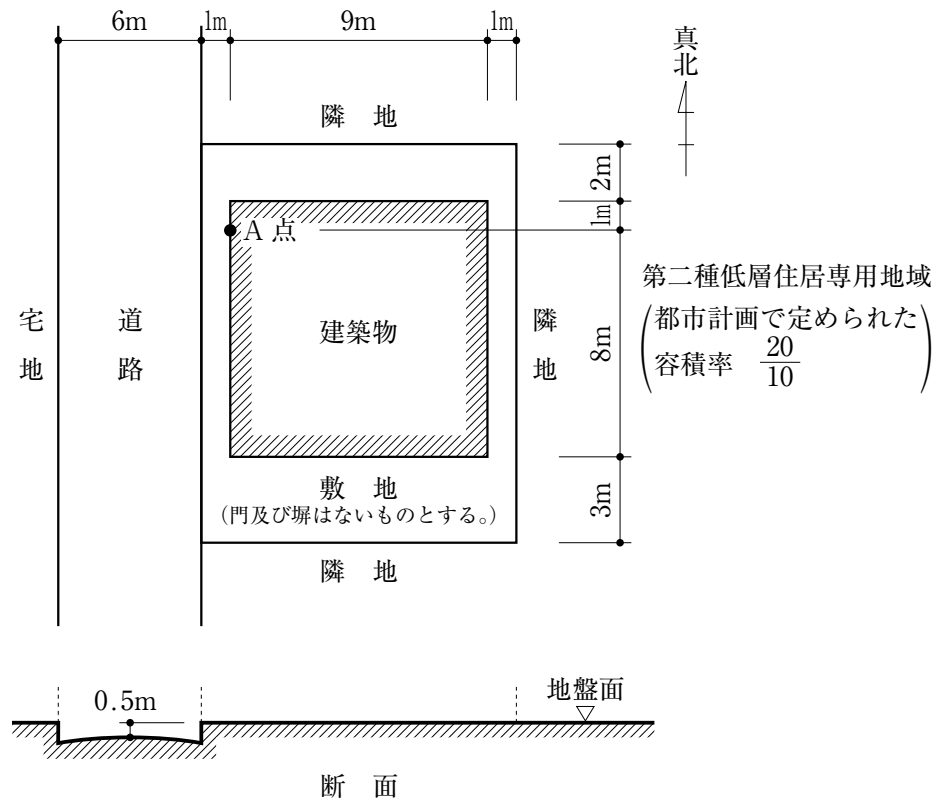


〔No. 17〕 図のような敷地において、建築基準法上、新築することができる建築物の延べ面積(同法第 52 条第 1 項に規定する容積率の算定の基礎となる延べ面積)の最高限度は、次のうちどれか。ただし、特定道路の影響はないものとする。また、図に記載されているものを除き、地域、地区等及び特定行政庁の指定・許可等はないものとし、図に示す範囲に高低差はないものとする。



1. 112 m²
2. 219 m²
3. 224 m²
4. 255 m²
5. 260 m²

〔No. 18〕 図のような敷地において、建築物を新築する場合、建築基準法上、A点における**地盤面からの建築物の高さの最高限度**は、次のうちどれか。ただし、敷地は平坦で、敷地及び隣地の相互間に高低差はなく、道路の路面の中心の高さは敷地の地盤面より0.5 m低い位置にあるものとし、図に記載されているものを除き、地域、地区等及び特定行政庁の指定・許可等はないものとする。また、日影による中高層の建築物の高さの制限及び天空率は考慮しないものとする。



	計 算 式	高さの最高限度
1.	$2 \times 1.25 + 5$	7.50 m
2.	$(6 + 1) \times 1.25 - 0.5$	8.25 m
3.	$(2 + 1) \times 1.25 + 5$	8.75 m
4.	$(1 + 6 + 1) \times 1.25 - 0.5$	9.50 m
5.	$(1 + 6 + 1) \times 1.25$	10.00 m

〔No. 19〕 防火地域又は準防火地域に関する次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。

1. 準防火地域内において、外壁が準耐火構造の建築物は、その外壁を隣地境界線に接して設けることができる。
2. 建築物の敷地が「準防火地域」と「防火地域又は準防火地域として指定されていない区域」にわたる場合において、「防火地域又は準防火地域として指定されていない区域」内のみにある建築物については、準防火地域内の建築物に関する規定は適用されない。
3. 防火地域内において、2階建て、延べ面積110㎡の一戸建て住宅を新築する場合、耐火建築物又はこれと同等以上の延焼防止時間となる建築物としなければならない。
4. 防火地域内において、建築物に附属する高さ2mの塀は、延焼防止上支障のない構造としなくてもよい。
5. 防火地域内において、高さ2.2mの看板で建築物の屋上に設けるものは、その主要な部分を不燃材料で造り、又は覆わなければならない。

〔No. 20〕 次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。

1. 一団地内に建築される1又は2以上の構えを成す建築物のうち、特定行政庁がその位置及び構造が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものに対する敷地等と道路との関係の規定の適用については、当該一団地を当該1又は2以上の建築物の一の敷地とみなす。
2. 市町村が、地区整備計画等が定められている地区計画等の区域内において、建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項で当該地区計画等の内容として定められたものを、これらに関する制限として定めた条例は、建築基準関係規定である。
3. 災害があった場合において公益上必要な用途に供する応急仮設建築物を建築した者は、その建築工事を完了した後1年を超えて当該建築物を存続しようとする場合においては、その超えることとなる日前に、特定行政庁の許可を受けなければならない。
4. 確認済証の交付を受けた後でなければすることができない建築物の新築の工事を、確認済証の交付を受けないでした工事施工者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられる。
5. 道路に2m以上接していない都市計画区域内の敷地において、その敷地が幅員4m以上の道に2m以上接する建築物のうち、利用者が少数であるものとして、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めたものについては、建築することができる。

〔No. 21〕 次の記述のうち、建築士法上、誤っているものはどれか。

1. 木造建築士は、木造2階建て、高さ16m、延べ面積300㎡の店舗の新築の設計及び工事監理をすることができる。
2. 建築士事務所に継続して所属する木造建築士は、直近の木造建築士定期講習を受けた日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して3年以内に、木造建築士定期講習を受けなければならない。
3. 木造建築士は、工事監理を終了したときは、直ちに、国土交通省令で定めるところにより、その結果を文書で建築主に報告しなければならない。
4. 木造建築士は、都道府県の区域を異にして住所を変更したときは、その旨を、免許を受けた都道府県知事、変更前の住所地の都道府県知事及び変更後の住所地の都道府県知事に届け出なければならない。
5. 木造建築士は、建築物の構造によらず、建築物の建築に関する法令又は条例の規定に基づく手続の代理を行うことができる。

〔No. 22〕 木造建築士事務所に関する次の記述のうち、建築士法上、正しいものはどれか。

1. 木造建築士事務所の開設者は、工事監理受託契約を締結したときは、書面の交付に代えて、委託者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法等により提供することができる。
2. 木造建築士事務所に属する建築士が当該木造建築士事務所の業務として作成した設計図書又は工事監理報告書で、木造建築士事務所の開設者が保存しなければならないものの保存期間は、当該図書を作成した日から起算して10年間である。
3. 木造建築士事務所の開設者は、設計受託契約を建築主と締結しようとするときは、あらかじめ、当該建築主に対し、当該建築士事務所に属する木造建築士に設計受託契約の内容及びその履行に関する事項について、口頭での説明をさせることにより、書面の交付を省略することができる。
4. 木造建築士は、他人の求めに応じ報酬を得て、建築物に関する調査又は鑑定業務のみを業として行おうとする場合であれば、木造建築士事務所の登録を受けなくてもよい。
5. 木造建築士は、2か所に限り、開設者の異なる木造建築士事務所の管理建築士を兼ねることができる。

〔N o. 23〕 都市計画施設の区域内における次の行為のうち、都市計画法上、都道府県知事等の許可を受けなければならないものはどれか。ただし、いずれの建築物も地階を有さないものとする。

1. 木造平家建ての住宅の新築
2. 木造平家建ての店舗の改築
3. 木造平家建ての診療所の移転
4. 木造2階建ての住宅の大規模の修繕
5. 木造2階建ての保育所の大規模の模様替

〔N o. 24〕 法律とその目的に含まれる事項との組合せとして、最も不適当なものは、次のうちどれか。

	法 律	目的に含まれる事項
1.	建築物の耐震改修の促進に関する法律	建築物の地震に対する安全性の向上
2.	宅地造成及び特定盛土等規制法	宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う崖崩れ又は土砂の流出による災害の防止のため必要な規制
3.	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律	建築物のエネルギー消費性能の向上
4.	長期優良住宅の普及の促進に関する法律	長期優良住宅建築等計画に基づき建築及び維持保全が行われている住宅についての住宅性能評価に関する措置
5.	文化財保護法	美しく風格のある国土の形成、豊かな生活環境の創造

〔N o. 25〕 次の記述のうち、誤っているものはどれか。

1. 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」上、建築主等は、共同住宅の建築をしようとするときは、当該共同住宅を建築物移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
2. 「労働安全衛生法」上、建設工事の注文者等仕事を他人に請け負わせる者は、施工方法、工期等について、安全で衛生的な作業の遂行をそこなうおそれのある条件を附さないように配慮しなければならない。
3. 「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」上、建築主は、建築物の新築(エネルギー消費性能に及ぼす影響が少ないものとして政令で定める規模以下のものを除く。)をしようとするときは、当該建築物を建築物エネルギー消費性能基準に適合させなければならない。
4. 「消防法」上、住宅の用途に供される防火対象物の関係者は、原則として、建築基準法に定める基準に従い、住宅用防災警報器又は住宅用防災報知設備を設置し、及び維持しなければならない。
5. 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」上、事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

